

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和3年8月24日(火) 午後1時30分～午後2時30分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 林田 佐知雄	2 番 森田 誠	3 番 三坂 登
4 番 泓 純隆	5 番 富永 政光	6 番 迎 幸枝	7 番 中山 久嗣
8 番 欠 席	9 番 出口 照雄	10 番 山口 義範	11 番 清心 由紀美
12 番 俵坂 和則	13 番 欠 席		

事務局及びその他の出席者

事務局長 高月 淳一郎 書記 前田 篤史 竹下 由紀子

3. 議事録署名委員の指名について
4. 議事
 - (1) 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第18号 農業経営基盤強化促進事業による権利設定について
 - (3) 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - (4) 議案第20号 農地法第4条第1項の基地による許可申請について
5. その他

事務局長	<p>ただいまから令和 3 年度 8 月期の東彼杵町農業委員会総会を開催させていただきます。本日の農業委員さんの出欠ですけれども、8 番の江口委員さんが欠席で、13 番の宮脇委員さんが家の方のご都合で欠席されております。よって本日の出席者は農業委員さん 12 名となります。推進委員さんは全 14 名皆さん出席となります。</p> <p>(挨拶)</p>
議長	<p>議事録署名人の指名についてということで、5 番の富永委員と 6 番の迎委員にお願いします。よろしくをお願いします。</p> <p>早速ですが、議事にはいらさせていただきますと思います。議案第 17 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するために審議を求めます。2 件ございます。</p> <p>1 件目、有償の所有権移転です。坂本郷の畑、茶畑です。1 筆 1,060 ㎡。機械等はトラクター、田植機、耕運機、摘採機、管理機等お持ちということでした。</p> <p>2 件目です。こちらも有償での所有権移転で、千綿宿郷、地目が畑、15 ㎡。家の所の農地で、野菜畑として使っていきたいということでした。4 ページ、5 ページに図面をつけております。申請番号 2 番の方は枠が小さいですが、真ん中の赤い小さい枠、家の横の 15 ㎡の農地を渡すということでした。</p>
議長	<p>ありがとうございました。1 番の件につきましては、何年か前にあっせんで購入された土地の一部ではないかと思っております。この件につきまして、皆様方から、質問、ご意見等ございましたらお受けしますけれども、何も無いでしょうか。</p> <p>「ありません」の声</p>
議長	<p>ないようでしたら、決定ということで進めさせて頂きたいと思います。</p> <p>続きまして議案第 18 号、農業経営基盤強化促進事業による権利設定についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画（所有権移転）について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。</p> <p>まず 1 件目ですが所有権移転です。千綿宿郷、畑、です。7 ページが場所ですが、赤枠で囲ってある所ですけど、今かなり山林のようになっているかと思いますが、おそらく昔はみかん畑をされていたのか、という所です。中間管理機構を使って、これ以外にも近隣の土地を借りられる予定をされております。そこを含めて茶畑として使っていく計画とされております。</p> <p>2 件目です。こちらは賃借権設定です。千綿宿郷、茶畑です。面積が 2615 ㎡。</p>

議長	<p>ありがとうございました。事務局の方から1番と2番続けて説明頂きましたが、この件に関しまして、ご意見等ありましたらお伝えいただければと思います。</p>
中山委員	<p>7番、中山です。両方から連絡がありまして、見に行きました。事務局からありましたように、みかん畑だったのでしょけれど、今は山です。畑の面影もありませんで、開くのにかなり手がいると見てきました。大変ではないかと思ひます。</p>
泓委員	<p>4番、泓です。初めは貸す予定だったみたいですが、先々見通してもう耕作できないだろうからもう売ることになろうと電話相談がありました。</p>
議長	<p>その他、何かご意見等ないでしょうか。ちなみに、中間管理機構を通じて借りてというのは、この周りの所でしょうか。</p>
事務局	<p>この図面ていうと、左下の所に茶畑の真ん中に空いているようなスペースがある所と、その間の茶畑の部分を今出されている状況です。</p>
議長	<p>わかりました。こういうかなり荒れた土地ですので、農地改良はされると思ひますので、処理した後てどういう管理をされるかというのを、回りの同意とかを含めて、しっかりと進めて頂ければと思ひます。その他、皆様方からご意見ないでしょうか。ないようでしたら、許可するということてよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>許可するということて、進めさせて頂きたいと思ひます。</p> <p>引き続きまして、議案第19号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてと、議案第20号も同じ土地ですので、合わせて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。</p> <p>まず、5条の方ですが、娘さんご夫婦が、今、アパートにお住まいなのですが、今度、実家の裏に家を建てたいということで、今回転用を出されています。場所なんですけれども、11ページに航空写真を載せておられます。赤で囲っている所が、分筆前の所で、この内の一部を宅地に転用されるという内容になっておられます。分筆手続中としておられますが現状が、瀬戸郷、畑、面積が896㎡を分筆後、1番はそのまま畑、5番が北側の方なのですが、282㎡を宅地に転用すると、これが5条申請分て、面積11㎡、これは後て出てきますが、宅地の進入路の拡幅ということで、4条の申請を出されています。12ページが5条の転用申請書ですが、行政書士さんに委任をされて、手続を進められています。</p> <p>3番の転用計画の所で、(4)転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要の</p>

	<p>所ですけれども、土地の造成が 350.10 m²となっておりますけれども、これが転用する 282 m²と併用地として、68.10 m²進入路があります。先にそちらを説明しますけれども、14 ページに字図を載せております。分筆が 18 日に終わっているのですが、まだきれいにできていないのですが、今は終わっております。併用地で先程言った部分が、緑の枠で囲まれた所、こちらは宅地を分筆して、道路からの接道をとるために、併用地として 2 つあげられております。これが合わせて 350.10 m²になるということです。</p> <p>15 ページが写真なのですが、字図でいいますところの申請地の左側から撮った状況写真になります。写真の左の下の方が 1 番低くなります。ここの部分の最高盛土が 0.86 m になりまして、左側に農地が残っているのですが、ここの境界に擁壁を設けて、若干盛土をして、平にして家を建てるような計画にされております。被害防除計画書ですが、①の (1) 番盛土を行う、最高 0.86m、先程言った部分が最高高です。(2) 番擁壁を設けるといことで、被害が生じないようにするという計画にされております。②番排水ですが、雨水排水は水路に放流される、汚水、雑排水ですが、合併浄化槽を通じて流すのですが、(4) の放流先が道路側溝になっておりますが、確認したら間違いだったということで、水路が正しいということで修正をお願いします。今、ご実家から出ている排水管があるのですが、それにつないで流すということで、最終的には川の方に流れていくかと思いますが、途中で水路があるだろうということで、水路にしております。③番ですが、建物の高さを加減するというので、高さ 8.34m 程度に建物の高さを加減することから、周りに被害は生じないようにします、というような計画にされております。</p> <p>20 ページが土地の選定に関する調書ということで、他にも 3 ヶ所検討をされておりますが、面積が足りないとか、接道要件を満たせなかったということで、今回はこちらの農地にしたいということになりました。</p> <p>続けてですが、農地法第 4 条、農地から住宅の進入路に転用する申請です。最初に言いました下の方の一部を分筆して、ここを住宅の進入路にするということで、26 ページの写真で、左の補装されている所が現在の進入路、赤で囲われている所が今回、畑の一部を崩して進入路として使うということで、当面は土のままにするとのことでした。被害防除計画については、特に何も作らないということですので、雨水、排水を道路の側溝に流していく以外は特に何も書いてありません。代替地についても、進入路はここしかありえないということで、検討はされておられません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。19 号が宅地利用転用の為の申請ということで、20 号の方が農地の一部を進入路にするということで、同じ場所ですので合わせて審議させていただければと思います。地元農業委員さんの 1 番林田委員さん、補足がありましたらお願いします。</p>
林田委員	<p>1 番、林田です。午前中に事務局、渡邊推進委員、清心委員、山口委員と現地を見してきました。図面を見て頂ければわかるように、今は何も作っておりません。横に少し作物を作っておりましたが、そこに上積みをして若干埋めるとのことでした。排水は</p>

	<p>排水管がありますので、それに接続して流すということで、入口も今はいいのですが、建てた場合には狭いのかなというところがあります。特に周りにも影響なく、別段問題はなにかと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。渡邊推進委員さん何かありませんか。</p>
渡邊推進委員	<p>8番、渡邊です。林田委員が言われましたように、特に問題はないと思います。あと建物が日陰になるかと心配したんですけど、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
議長	<p>本日現地調査員ということで、10番の山口委員さんと11番の清心委員さんに調査をしていただいております。10番の山口委員さん、まずお願いします。</p>
山口委員	<p>10番、山口です。今朝、立会をしてきましたが、林田さんが言われたように別に問題ないと思いますが、隣の方の野菜畑があるので、若干日照関係に差支えがあるかと思いますが、承諾書ももらっておられるので、問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。続きまして11番の清心委員さんお願いします。</p>
清心委員	<p>11番の清心です。局長と事務局、山口委員、林田委員、渡邊委員と現地を見てきました。自宅の裏の土地に娘さんが家を建てるとということで、借手と貸手の方が親子関係なので問題はないと思いました。下水の方は実家の同じ配管で流れるということで、問題はないと思いました。気になることは、隣の野菜畑があるのですが、2階建てを建てるとということで、陰がさすのではないかと思います、その辺りの話をしておいてほしいと思いました。自宅の進入口の件ですけど、拡幅しても現状のまま使うということで、問題はないと思いました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。今詳しく説明等頂きましたけれども、他の委員の皆さん、推進委員の皆さんからご意見、ご質問等ございましたらお伺ひしますけれども、ありませんでしょうか。</p> <p>それでは、許可相当ということでよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>それでは議案19号、20号両議案につきましては、許可相当ということで、県の方へ上達して参りたいと思います。ありがとうございます。</p> <p>その他ないでしょうか。ないようでしたら、本日の農業委員会総会の議事は終了いたしました。</p>